

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

○上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

昭和48年4月2日

条例第4号

改正 昭和48年12月25日条例第25号

昭和49年6月25日条例第23号

昭和51年3月11日条例第5号

昭和53年3月28日条例第3号

昭和54年9月29日条例第14号

昭和57年3月24日条例第6号

昭和58年3月25日条例第1号

平成元年3月18日条例第9号

平成6年9月30日条例第8号

平成7年3月20日条例第15号

平成7年9月25日条例第32号

平成11年3月25日条例第10号

平成14年9月27日条例第17号

平成18年9月29日条例第15号

平成20年3月28日条例第11号

平成22年9月30日条例第12号

平成26年12月25日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者等に対し、医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「重度心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者は除く。

(1) 別表第1に定める要件を具備する重度心身障害者（65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあっては、同号の認定を受けた者に限る。）

(2) 別表第2に定める要件を具備する重度心身障害者（65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあっては、同号の認定を受けた者に限る。）

(3) 別表第3に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等

(4) 別表第4に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等

2 この条例において「医療に関する給付」とは、次の各号のものをいう。

(1) 医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費

3 この条例において、「医療保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）その他規則で定める法令をいう。

（医療費の助成）

第3条 上勝町は、上勝町内の区域内に居住地を有する重度心身障害者等の疾病又は負傷について医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付（前条第1項第3号又は第4号に該当する者（以下「ひとり親家庭の父母等」という。）に係るものにあっては、入院治療に限る。以下同じ。）が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

のうち、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により重度心身障害者等が負担することとなる費用から、各法の規定による附加給付金等を控除した額を規則で定める手続きに従い、その者に対し、重度心身障害者等医療費（以下「医療費」という。）として助成する。ただし、重度心身障害者等が当該疾病又は負傷について、医療に関する給付のほかに法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において助成を行わない。

- 2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- 3 医療費は、次の各号の1に該当する場合は助成しない。
 - (1) 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号及び第2号に該当する者（以下「重度心身障害者」という。）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて規則で定める額を越えるとき。
 - (2) 重度心身障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は重度心身障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として重度心身障害者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養義務等の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるとき。
 - (3) 第1項に規定する者のうち、ひとり親家庭の父母等が次に掲げる者に該当するとき。ただし、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第13条の2第2項第1号の規定により児童扶養手当が支給されない者のうち、その前年

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

の所得が、父又は母については同法第9条及び第10条に規定する所得と、養育者（父及び母を除き、児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持する者をいう。）については同法第9条の2及び第11条に規定する所得とを比べて、児童扶養手当が支給される所得以下であるときについては、この限りでない。

ア 児童扶養手当法第9条により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童

イ 児童扶養手当法第9条の2により児童扶養手当が支給されない者に養育（児童と同居して、これを監護し、かつ、生計を維持することをいう。以下同じ。）されている児童

ウ 児童扶養手当法第10条により児童扶養手当が支給されない者又はその者に監護されている児童

エ 児童扶養手当法第11条により児童扶養手当が支給されない者に養育されている児童

4 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号、第2号（高齢者の医療の確保に関する法律第50条各号のいずれかに該当する者に限る。）及び第3号に該当する者が、規則で定める手続に従い健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関、保険薬局その他の規則で定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、上勝町は、医療費として当該診療を受けた者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の助成があったものとみなす。

6 第3項第1号及び第2号に規定する所得の範囲及びその額の算定方法は、規則で定める。

（審査支払機関）

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

第3条の2 町長は、前条第4項の規定により保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(損害賠償との調整)

第4条 町長は、第3条第1項に規定する者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部又は一部を助成せず、又はすでに助成した医療の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第5条 町長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 医療費の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、第2条第2号を削る改正規定は、昭和48年7月1日から、その他の規則は、同年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年6月25日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月11日条例第5号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月28日条例第3号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

附 則（昭和54年9月29日条例第14号）

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月24日条例第6号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月25日条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行し、58年2月1日以降診療分から適用する。

附 則（平成元年3月18日条例第9号）

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日条例第8号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月20日条例第15号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月25日条例第32号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日条例第17号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第15号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第11号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第3条の2の改正規定は同年2月1日から適用する。

附 則（平成22年9月30日条例第12号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日条例第14号）

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

この条例は、公布の日から施行し、改正後の上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の規定は平成26年10月1日から、第2条の規定は平成26年12月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

対象者	障害の種類	要件
重度心身障害者	1 知的障害者	標準化された知能検査によって測定された知能指数が、おおむね35以下と判定され又は、同程度以下と認められる者
	2 身体障害者	(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に定める身体障害者障害程度等級表（次号において「障害程度等級表」という。）の1級に該当する障害を有する者 (2) 障害程度等級表の2級に該当する障害を有する者であって、引き続き3カ月以上、食事、入浴、排便等の日常生活に常に介護を要し、かつ、その状態が継続すると認められる者

別表第2（第2条関係）

対象者	障害の種類	要件
重度心身障害者	1 身体障害者	身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に定める身体障害者障害程度等級表（次号において「障害程度等級表」という。）の2級に該当する障害を有する者のうち、別表第1に該当する者を除いた者
	2 重複障害者	標準化された知能検査によって測定された知能指数が、おおむね50以下と判定され又は、同程度以下と認められるもので、かつ、障害程度等級表の3級及び4級に該当する障害を有する者

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

別表第3（第2条関係）

対象者	区分	要件
ひとり親 家庭の父 母等	1 母子家庭の <u>母</u>	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する <u>配偶者</u> のない女子（この表及び次表において「 <u>配偶者</u> のない女子」という。）で現に義務教育終了前の児童を扶養している者
	2 母子家庭の児童	<u>配偶者</u> のない女子に扶養されている義務教育終了前の児童
	3 父子家庭の <u>父</u>	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する <u>配偶者</u> のない男子（この表及び次表において「 <u>配偶者</u> のない男子」という。）で現に義務教育終了前の児童を扶養している者
	4 父子家庭の児童	<u>配偶者</u> のない男子に扶養されている義務教育終了前の児童
	5 <u>父母</u> のない児童	母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条第1項に規定する <u>父母</u> のない児童（次表において「 <u>父母</u> のない児童」という。）のうち義務教育終了前の児童

別表第4（第2条関係）

対象者	区分	要件
ひとり親 家庭の父 母等	1 母子家庭の <u>母</u>	<u>配偶者</u> のない女子で、現に義務教育終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している者
	2 母子家庭の児童	<u>配偶者</u> のない女子に扶養されている児童のうち義務教育終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例

3 父子家庭の父	<u>配偶者</u> のない男子で、現に義務教育終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している者
4 父子家庭の児童	<u>配偶者</u> のない男子に扶養されている児童のうち義務教育終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
5 <u>父母</u> のない児童	<u>父母</u> のない児童のうち義務教育終了後18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

○上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

昭和58年4月1日

規則第2号

改正 昭和58年11月1日 規則第4号

昭和59年7月30日 規則第10号

昭和59年8月21日 規則第11号

昭和60年2月15日 規則第1号

昭和61年4月1日 規則第1号

昭和61年11月28日 規則第3号

昭和62年3月25日 規則第12号

昭和62年6月25日 規則第3号

昭和62年10月1日 規則第4号

平成元年6月30日 規則第10号

平成2年9月27日 規則第4号

平成3年10月8日 規則第4号

平成7年3月30日 規則第5号

平成7年9月29日 規則第16号

平成11年3月31日 規則第3号

平成11年9月24日 規則第16号

平成14年9月30日 規則第11号

平成18年9月29日 規則第23号

平成20年1月21日 規則第2号

平成20年3月28日 規則第6号

平成22年9月30日 規則第7号

上勝町ねたきり老人等に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第3号）の全部を改正する。

(趣旨)

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

第1条 この規則は、上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第3項の規則で定める法令等）

第2条 条例第2条第3項の規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）

2 条例第3条第3項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

区分	扶養親族等の数	金額
条例別表第1第1号、第2号の(1)に定める要件を具備する者	0人	1,595,000円
	1人以上	1,595,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象 <u>配偶者</u> 又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象 <u>配偶者</u> 又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円とする。）
条例別表第1第2号の(2)に定める要件を具備する者及び別表第	0人	1,595,000円
	1人以上	1,595,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象 <u>配偶者</u> 又は老人扶養親族であると

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

2に定める要件を具備する者	ときは、当該老人控除対象 <u>配偶者</u> 又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき580,000円とする。)
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 条例第3条第3項第2号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

区分	扶養親族等の数	金額
条例別表第1第1号、第2号の(1)に定める要件を具備する者	0人	6,287,000円
	1人	6,536,000円
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）	
条例別表第1第2号の(2)に定める要件を具備する者及び別表第2に定める要件を具備する者	0人	6,216,000円
	1人	6,465,000円
2人以上	6,465,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）	

4 条例第3条第6項に規定する所得の範囲及びその額の算定方法は、国民年金法

等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法施行令（昭和34年政令第184号、以下「施行令」という。）第6条、第6条の2及び第6条の3の規定を準用する。

（受給者証の交付申請）

第3条 医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ、重度心身障害者にあっては、重度心身障害者等医療費受給者認定申請書（様式第1号）を、ひとり親家庭の父母等にあっては、重度心身障害者等医療費受給者認定申請書（ひとり親家庭の父母等用）（様式第1号の2）を上勝町長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、別表第1又は別表第2に掲げる書類を提示し、若しくは添付しなければならない。

（65歳の者に係る受給者証の交付申請）

第3条の2 受給者証等の交付を受けている64歳の者が満65歳に達する日以降も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、満65歳に達する日までに、重度心身障害者等医療費受給者認定申請書（様式第1号）に別表第1又は別表第2に掲げる書類を添えて、これを上勝町長に提出しなければならない。この場合において、上勝町長は、加入医療保険に関するものを除き、申請書の記載又は書類の提示若しくは添付を省略させることができるものとする。

（受給者証等の更新申請）

第4条 重度心身障害者等医療費受給者証（様式第2号）、重度心身障害者等医療費受給者証（後用）（様式第2号の2）又は重度心身障害者等医療費受給者証（ひとり親家庭の父母等用）（様式第2号の3）（以下「受給者証」という。）の交付を受けている者及び重度心身障害者等医療費受給者認定書（様式第2号の4）又は重度心身障害者等医療費受給者認定書（ひとり親家庭の父母等用）（様式第2号の5）（以下「認定書」という。）の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は毎年6月1日から同月30日までの間に、重度心身障害者にあっては、重度心身障害者等医療費受給者認定更新申請書（様式第1号）

を、ひとり親家庭の父母等にあっては、重度心身障害者等医療費受給者認定更新申請書（ひとり親家庭の父母等用）（様式第1号の2）に、別表第1又は別表第2に掲げる書類を添え、これを上勝町長に提出して受給者証又は認定書（以下「受給者証等」という。）の更新を申請しなければならない。

- 2 受給者は、受給者証等の有効期間が満了したときは、当該受給者証等をただちに上勝町長に返還しなければならない。

（受給者証等の交付）

第5条 上勝町長は、第3条、第3条の2又は前条に規定する申請書に基づいて医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、重度心身障害者等医療費受給者証等交付（更新・再交付）通知書（様式第3号）により、受給者証等を申請者に交付しなければならない。ただし、条例第2条第1項第2号に定める要件を具備する重度心身障害者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に該当する者を除く。）及び同項第4号に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等が医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、認定書を申請者に交付するものとする。

- 2 上勝町長は、医療費の助成を受ける資格が有しないと認めたときは、受給者認定申請却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知しなければならない。

（受給者証等の再交付）

第6条 受給者は受給証等を破り、よごし、又は失った場合には、重度心身障害者等医療費受給者証（認定書）再交付申請書（様式第5号）により、その再交付を申請することができる。

- 2 受給証等を破り、又は汚した場合の申請には、前項の申請書にその受給者証等を添付しなければならない。
- 3 受給者は、受給者証等の再交付を受けた後、失った受給者証等を発見したときは、ただちにこれを上勝町長に返還しなければならない。

（届出）

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

第7条 受給者は、居住地、氏名、その他の規則で定める事項について変更があったとき、又は医療費の助成を受ける資格を失ったときは、14日以内に重度心身障害者等医療費助成に関する資格内容変更届（様式第6号）により届け出なければならない。

2 前項により届け出を要する事項とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成対象者の居住地・氏名
- (2) 被保険者名
- (3) 保険者名
- (4) 社会保険の種類
- (5) 附加給付
- (6) 資格喪失
- (7) 所得状況の変動

3 前項各号に規定する届書には、受給者証を添えなければならない。ただし、受給者証を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって、これにかえることができる。

（医療費助成の手続）

第8条 条例第3条第1項の規定による医療費の助成を受けようとする者は、重度心身障害者等医療費助成申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 条例第2条第1項第2号及び第4号に定める要件を具備する重度心身障害者等が、医療費の助成を受けようとするときは、重度心身障害者等医療費助成申請書（様式第7号の3）を上勝町長に提出しなければならない。ただし、条例第2条第1項第4号に定める要件を具備するひとり親家庭の父母等で高齢者医療確保法の一部負担金の助成を受けようとするときは、重度心身障害者等医療費助成申請書（後用）（様式第7号の4）によるものとする。

3 第2項の申請書には、当該医療について条例第3条第1項に規定する医療に関する給付が行われることを証する書類及び医療に要した費用に関する証拠書

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

類その他町長が必要と認めた書類を添付しなければならない。ただし、前項の申請書において、上勝町長が必要と認めた事実が証明できる場合は、当該書類を省略することができる。

4 上勝町は、第1項又は第2項及び第3項の規定により医療費助成について申請書又は請求書の提出があったときは、速やかに助成するかどうか及び助成対象額を決定し、助成することを決定したときは、受給者に対し、決定した額を支払わなければならない。

(支払いの特例)

第9条 受給者証の交付を受けた受給者は、次の各号の一に該当する療養を受けた場合を除いて、条例第3条第4項の規定による支払方法をとることができる。

- (1) 徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合
- (2) 医療保険各法の規定による療養費の対象となる療養を受けた場合
- (3) 高齢者医療確保法の規定による療養費の対象となる療養を受けた場合
- (4) 前第3号に掲げるもののほか、上勝町長が特に必要と認めた場合

(支払い特例の手続き)

第10条 受給者証の交付を受けた受給者のうち、条例第3条第4項の規定により医療を受けようとする者は、次条に規定する保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証若しくは組合員証又は受給者証を提出することができない者であって、受給者であることが明らかなものについては、その限りでない。

(保険医療機関等)

第11条 条例第3条第4項に規定する規則で定める保険医療機関等は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局
- (2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

(受給者の確認)

第12条 保険医療機関等は、受給者から診療を求められたときは、その者の提出する受給者証等によって、受給者であることを確かめるものとする。

(第三者の行為による被害の届出)

第13条 医療費の助成事由が、第三者の行為によって生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨）並びに被害の状況を重度心身障害者等医療費助成事由（被害）届（様式第9号）により、直ちに上勝町長に届け出なければならない。

(口頭による申請等)

第14条 上勝町長は、第3条、第4条、第6条及び第8条の申請書、請求書又は第7条の届書（以下「申請書等」という。）を作成することができない特別の事情があると認めたときは、申請者、請求者又は届出入の口頭による陳述を当該職員に聴取させたうえで、必要な措置をとることによって当該申請書等の受理にかえることができる。

2 前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基づいて所定の申請書等の様式に従って書類を作成し、これを陳述者に読み聞かせたうえで、陳述者とともに記名押印しなければならない。

(添付書類の省略等)

第15条 上勝町長は、この規則の規定により申請書等に添えて提出する書類で、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

2 上勝町長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めたときは、この規則の規定により申請書等に添えなければならない書類を省略し、又はこれにかわるべき他の書類を添えて提出させることができる。

(医療費に関する処分の通知)

第16条 上勝町長は、医療費の助成に関する処分をしたときは、文書をもって

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

その内容を申請者、請求者又は届出入に通知するものとし、医療費の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を附記しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この規則による様式に相当する改正前の上勝町ねたきり老人等に対する医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式の名称変更に係るものについては、昭和58年7月1日から施行するものとする。

附 則（昭和58年11月1日規則第4号）

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月30日規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和59年7月1日から適用する。

附 則（昭和59年8月21日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年2月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（昭和61年4月1日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（昭和61年11月28日規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和61年7月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月25日規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和62年1月1日から適用する。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

- 2 改正後の規則の様式に相当する改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調製をして使用することができるものとする。

附 則（昭和62年6月25日規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の様式に相当する改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調製をして使用することができるものとする。

附 則（昭和62年10月1日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和62年7月1日から適用する。

附 則（平成元年6月30日規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項の規定は、平成元年7月1日から適用する。

附 則（平成2年9月27日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項の規定は、平成2年7月1日から適用する。

附 則（平成3年10月8日規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第2条第2項の規定は、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成7年3月30日規則第5号）

- この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- ただし、様式第2号から様式第2号の3の規定については、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成7年9月29日規則第16号）

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

ただし、規則第2条第3項のうち、金額の改正については平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月24日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年8月1日から適用する。

附 則（平成14年9月30日規則第11号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第23号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の「上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第2号、様式第2号の2及び様式第2号の3に相当する改正前の「上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第2号、様式第2号の2及び様式第2号の3による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成20年1月21日規則第2号）

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 改正後の「上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第2号及び様式第2号の3に相当する改正前の「上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第2号及び様式第2号の3による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。
- 3 平成20年2月1日前に行われた重度心身障害者等に対する医療に係る費用の助成の請求については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成20年3月28日規則第6号）

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第5条の規定により交付を受けている75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者（高齢者医療確保法第50条第2号の政令に定める程度の状態にある者に限る。）の受給者証等については、平成20年3月31日限り、その効力を失うものとする。ただし、同日以前の医療費について、上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日条例第11号）による改正前の上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例第3条の助成を受ける場合は、この限りでない。
- 3 上勝町長は、この規則の施行日において、前項に規定する者が高齢者医療確保法第50条に該当することを確認したときは、受給者証を交付するものとする。この場合においては、第3条の規定による申請を要しない。
- 4 第2項に規定する者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）がその者の有する受給者証等の有効期間において第3条の規定による申請を行う場合には、同条の規定にかかわらず、上勝町長は、加入医療保険に関するものを除き、申請書の記載の一部を省略し、又は書類の提示若しくは添付を省略することができるものとする。
- 5 この規則の施行日前に行われた重度心身障害者等に対する医療に係る医療費助成の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月30日規則第7号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の「上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則」の様式第1号の2、様式第2号の3、様式第2号の5、様式第7号の3、様式第7号の4、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第15号に相当する改正前の「上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

規則」の様式第1号の2、様式第2号の3、様式第2号の5、様式第7号の3、様式第7号の4、様式第12号、様式第13号、様式第14号及び様式第15号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

別表第1（第3条関係）

	重度心身障害者等医療対象者	提示書類	添付書類
条例 第2 条第 1項 第1 号に 該當 する 者	知的障害者 身体障害者手帳1級所持者 身体障害者手帳2級所持者 身体障害者手帳2級所持者 重複障害者	医療保険証 療育手帳 医療保険証 身体障害者手帳 医療保険証 身体障害者手帳 医療保険証 身体障害者手帳 療育手帳	1 療育手帳を所持していない者は、児童相談所長等の意見書（様式第10号） 2 その他市町村が必要と認める書類 1 その他市町村が必要と認める書類 1 医師の証明及び民生委員の意見書（身障2級用）（様式第11号） 2 その他市町村長が必要と認める書類 1 その他市町村が必要と認める書類 1 療育手帳を所持していない者は、児童相談所長等の意見書（様式第10号） 2 その他市町村が必要と認める書類

別表第2（第3条関係）

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

重度心身障害者等医療対象者		提示書類	添付書類
条 例 第 2 条 第 1 項 第 3 号 ・ 第 4 号 に 該 当 す る ひ と り 親 家	① <u>配偶者</u> と死別又は離婚 ② <u>配偶者の生死が不明</u> ③ <u>配偶者</u> から遺棄されている ④ <u>配偶者が海外にあるため、扶養を受けられない</u> ⑤ <u>配偶者が精神・身体の障害により、長期にわたり労働能力を失っている</u> ⑥ <u>配偶者が法令により長期にわたり拘禁</u> ⑦ <u>婚姻によらないで父又は母となった</u>	医療保険証 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号) 2 戸籍謄本(他町村に本籍のある場合) 1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号) 2 警察署、その他官公署等の証明書(様式第13号) 1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号) 2 福祉事務所・民生委員等の証明書(様式第14号) 1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号) 2 官公署又は民生委員の証明書(様式第15号) 1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号) 2 医師の診断書(様式第10号) 1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号) 2 刑務所、その他官公署等の証明書(様式第10号) 1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号)

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

庭 の 父 母		2 戸籍謄本（他町村に本籍のある場合）
条例第2条第1項第3号・第4号に該当する <u>父母</u> のない児童		1 所得制限対象者課税調査書(様式第12号) 2 上記①から⑦に準じ、その事実を明らかにする書類

※ 共通的添付書類…その他市町村長が特に必要と認める書類

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第1号(第3条関係)

(重) 重度心身障害者等医療費受給者認定(更新)申請書

		ふりがな 氏名	手帳交付年月日 番号				
			居住地 (住所)				
		過去における当該市町村 での受給者証等の番号					
配偶者		氏名	住所				
① 扶養義務者		氏名 受給者との結婚	住所				
所得状況 扶養親族等控除		受給者の所得状況	配偶者の所得状況 ①の扶養義務者の 所得状況				
② 控除対象配偶者及び 扶養親族の合計数		人	人				
③ 前年の所得額		円	円				
④ 控除	雑損	円	円				
	医療費	円	円				
	社会保険料	円	円				
	小規模企業共済等掛金	円	円				
	配偶者特別	円	円				
	障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	※ 円	人	※ 円	人	※ 円
特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	※ 円	人	※ 円	人	※ 円	
障害者・特別障害者・老年者・寡夫(婦)・寡婦の特例・勤労学生の別	障・特障 寡・寡特 勤	※ 円	障・特障 老・勤	※ 円	障・特障 老・寡・寡 特・勤	※ 円	
地方税法附則第6条第2項又は租税特別措置法第24条若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和47年法律第14号)附則第8号の免除に係る所得額		円		円		円	
本年の災害・医療費	円	※ 円	円	※ 円	円	※ 円	
※ 控除後の所得額		円		円		円	
加入 医療 保険	被保険者氏名	受給者と の結婚		住所			
	⑤ 保険種別	政・組・船・共・國・ 後	被保険者証 の記号番号		附加給付 等の有無	有・無	
	被保険者証発行機関名		所在地				
⑥ 受給者認定申請事由	1 重度障害を有するようになったため 4 その他 2 転入してきたため 3 保険に新たに加入したため (交付事由発生年月日 年 月 日)						
※ 審査	上記のとおり、重度心身障害者医療費受給者の認定を申請いたします。 年 月 日						
徳島県上勝町長 殿		申請者 住所 氏名	印				

○附加給付等がある場合は、委任状等の書類を添付して下さい。

○※印の欄は、記入しないで下さい。

○字は、楷書ではつきり書いて下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

注 意(様式第1号裏面)

この用紙は、重度心身障害者等医療費受給者の認定申請書又は重度心身障害者等医療費受給者認定更新申請書を提出する際に使用して下さい。

受給者の認定申請をする場合には、標題の“更新”の字を抹消して提出して下さい。また、受給者の認定更新申請をする場合には、加入医療保険の欄及び受給者認定申請事由の欄は記入しないで提出して下さい。

①の欄 あなたの子、孫その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、主としてあなたの生計を維持している人について書いて下さい。

②の欄 所得税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を書いて下さい。

なお、所得税法に定める老人扶養親族があるときはその人の数を()内に再掲して下さい。

③の欄 前年の所得のうち、地方税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期・短期譲渡所得金額及び所在地等になお所得の額がないときは「なし」と書いて下さい。

④の欄

1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済料金」及び「配偶者特別」の欄には、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除を受けたときに、それぞれの控除額を書いて下さい。

2 「障害者(特別障害者を除く)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」の欄には、②の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数を書いて下さい。

3 「特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」の欄には、②の欄の控除対象配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数を書いて下さい。

4 「障害者・特別障害者・老年者・寡夫(婦)・寡婦の特例・勤労学生の別」欄には、あなたや扶養義務者等が地方税法に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、老年者(受給者については不要)、寡夫(婦)・寡婦の特例又は勤労学生であるときに、該当するものを○でかこんで下さい。

5 「地方税法附則第6条第2項又は租税特別措置法第24条若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和47年法律第14号)附則第8条の免除に係る所得額」の欄には、地方税法附則第6条第2項(肉用牛の売却による農業所得の免除)又は租税特別措置法第24条(開墾地等の農業所得の免除)若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和47年法律第14号)附則第8条(土地改良事業施行地の後作所得の免除)の免除を受けているときに、その免除に係る所徴額を書いて下さい。

6 「本年の災害・医療費」の欄には、その損失の額又はあなたの医療費の額を書いて下さい。

⑤の欄 該当する保険種別を○でかこんで下さい。「政」は政府管掌等健康保険、「組」は組合管掌等健康保険、「船」は船員保険、「共」は国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合及び私立学校職員共済組合、「國」は国民健康保険、「後」は後期高齢者医療の略です。

⑥の欄 該当するものに○をつけて下さい。3まで該当するものが無い場合には、4に○をつけて()内に受給者認定申請事由を書いて下さい。

添付書類

この申請書には、次の書類を提示し、あるいは添えて出して下さい。

重 度 心 身 障 害 者 等 医 療 対 象 者	提 示 書 類	添 付 書 類
知 的 障 害 者	医 療 保 険 証 療 育 手 帳	<input type="radio"/> 療育手帳を所持していない者は、児童相談所長等の意見書(様式第10号)
身 体 障 害 者 手 帳 1 級 所 持 者	医 療 保 険 証 身 体 障 害 者 手 帳	
身 体 障 害 者 手 帳 2 級 所 持 者 (3か月以上要介護のもの)	医 療 保 険 証 身 体 障 害 者 手 帳	<input type="radio"/> 医師の証明及び民生委員の意見書(身障2級用)(様式第11号)
身 体 障 害 者 手 帳 2 級 所 持 者 (3か月以上の介護不要のもの)	医 療 保 険 証 身 体 障 害 者 手 帳	
重 複 障 害 者	医 療 保 険 証 身 体 障 害 者 手 帳 療 育 手 帳	<input type="radio"/> 療育手帳を所持していない者は、児童相談所長等の意見書(様式第10号)

上記の他

1 ④欄に記載すべき事実があるときは、その事実を明らかにできる書類

2 本年において、災害により生じた損失があった場合又は重度心身障害者等に係る医療費を支払った場合は、市町村長の被災についての証明又は医療機関等の医療費等に関する証明

3 他市町村から転入した場合は、前年の所得の額並びに控除対象配偶者及び扶養親族の数についての当該市町村長の証明書

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第1号の2(第3条関係) 重 度 心 身 障 害 者 等 医 療 費 受 給 者 認 定 (更新) 申 請 書									(ひとり親家庭の父母等用)		
I 家 族 構 成 員 (全 員)	① 氏 名	② A 受 給 者 B 扶 養 義 務 者	父 母 等 と の 統 柄	同 居・別 居 の 別	生 年 月 日	職 業	③ 年 収	住 所			
	男 ・ 女	A・B	本 人		同・別	年 月 日		円			
	男 ・ 女	A・B			同・別	年 月 日		円			
	男 ・ 女	A・B			同・別	年 月 日		円			
	男 ・ 女	A・B			同・別	年 月 日		円			
	男 ・ 女	A・B			同・別	年 月 日		円			
	男 ・ 女	A・B			同・別	年 月 日		円			
	男 ・ 女	A・B			同・別	年 月 日		円			
II 受 給 者 加 入 医 療 保 険	被 保 喫 者 氏 名				受 給 者 と の 統 柄		住 所				
	④ 保 险 種 别				政・組・船・共・園・後	被 保 喫 者 証 の 記 号 番 号				有・無	
	被 保 喫 者 証 発 行 機 関 名				所 在 地						
III	⑤ 受 給 者 証 認 定 申 請 事 由	1 死 別 2 離 婚 3 生 死 不 明 4 遺 墓 5 海 外 に い る 6 精 神 又 は 身 体 の 障 壱 7 拘 禁 8 未 婚 の 父 又 は 母 9 父 母 の な い 児 童									
IV	申 請 者 が 1・2・8・9 の とき 戸 簿 確 認 者 印				※	住 民 基 本 台 帳 確 認 者 印				※	
V	父 母 等	該 当 ・ 非 該 当			課 稅 台 帳 確 認 者 印			※			
	⑥ 扶 養 義 務 者	該 当 ・ 非 該 当			課 稅 台 帳 確 認 者 印			※			
VI	※ 審 査 1 認 定 2 却 下 (理由)										
上記のとおり、重度心身障害者等医療費受給者の認定を申請いたします。 年 月 日											
住 所 申請者 氏 名 印 徳島県上勝町長 殿											

○附加給付等がある場合は、委任状等の書類を添付して下さい。

○※印の欄は記入しないで下さい。

○字は楷書ではっきり書いて下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

注 意(様式第1号の2裏面)

標題 受給者の認定申請をする場合には、標題の“更新”の字句を抹消してください。また、受給者の認定更新申請をする場合には、標題の“交付”の字句を抹消して提出して下さい。

I

- ①の欄 同居別居にかかわらず家族全員の氏名を記入して下さい。
- ②の欄 受給者に該当する方はAに、受給者の扶養義務者で、主として受給者の生計を維持している方がいるときにはBに、○印を記入して下さい。
- ③の欄 各人の年収を記入して下さい。(各種年金等を含む。)

II

- ④の欄 該当する保険種別を○でかこんで下さい。「政」は、政府管掌健康保険、「組」は、組合管掌健康保険、「船」は、船員保険、「共」は、国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合及び私立学校教職員共済組合、「国」は、国民健康保険、「後」は、後期高齢者医療の略です。

III

- ⑤の欄 該当する申請事由の番号を○でかこんで下さい。

添付書類

この申請書には、次の書類を添えて提出して下さい。

1 申請事由に関する書類

- (1) 配偶者と死別又は離婚した方は、戸籍謄本。ただし、上勝町に本籍のある方を除きます。
- (2) 配偶者の生死が明らかでない方は、警察署その他の官公署又は関係会社等の証明書。
- (3) 配偶者から遺棄されている方は、福祉事務所又は、民生児童委員等の証明書。
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方は、官公署又は、民生児童委員の証明書。
- (5) 配偶者が精神又は身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方にあっては、医師の診断書。
- (6) 配偶者が法令の規定により、長期にわたって拘禁されている方は、刑務所又は拘置所その他官公署等の証明書。
- (7) 婚姻によらないで父又は母となった方は、戸籍謄本。ただし、上勝町に本籍のある方を除きます。
- (8) 父母のいない児童は、父及び母について(1)から(7)に掲げる書類に準ずる書類。

2 所得税に関する書類

- (1) 申請の年の1月1日に他の市町村に住所を有していた方は、前年(1月から6月までの間に申請するときは、前々年。以下同じ。)の所得を証明することができる書類。又は児童扶養手当受給者証の写し。
- (2) 受給者の扶養義務者で、主として受給者の生計を維持する方が、申請の年の1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、その方の前年の所得を証明することができる書類。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第2号(第4条関係)

<p style="text-align: center;">医療機関の方へ</p> <p>1 この証を持参している者は、医療機関の自己負担分を市町村より助成される対象者です。</p> <p>2 この証を持参している者に医療保険の自己負担分が発生した際には、入院時食事療養費又は入院時生活療養費の自己負担金(標準負担額)以外の自己負担分は従来と同様に国保連合会又は支払基金へ請求手続きを行ってください。</p>	<p style="text-align: center;">受給者のみなさんへ</p> <p>1 この証は、徳島県内の保健医療機関等で保健医療の自己負担分(入院時食事療養費又は入院時生活療養費分を除く。)を支払わないと発券することができる証ですから大切に保持してください。</p> <p>2 保健医療機関等においても診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。</p> <p>3 徳島県外の保健医療機関等で診療を受ける場合は、自己負担分を支払い、療養費支給請求證明書(又は領収書)を発行してもらい、市町村長に申請してください。</p> <p>4 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市町村長に返還してください。</p> <p>5 氏名、居住地等に変更があったときは14日以内に市町村長にその旨を届け出してください。</p> <p>6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。</p> <p>7 有効期限を超過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市町村長に返してください。</p> <p>8 不正にこの証を使用した者は、罰則により訴訟罪として懲役の処分を受けます。</p>	<p style="text-align: center;">重度心身障害者等医療費受給者証</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">記号</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">4 : 6 3 : 6 : :</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">公費負担者番号</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">④</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">記号</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">④ 徳一 番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">受給者</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">居住地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">氏名</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">生年月日</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">男・女</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">有効期間</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">年月日から年月日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">発行機関名</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">徳島県</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">及び印</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">交付年月日</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">年月日</td> </tr> </table>	記号		4 : 6 3 : 6 : :		公費負担者番号		④		記号		④ 徳一 番号		受給者		居住地		氏名		年月日		生年月日		男・女		有効期間		年月日から年月日まで		発行機関名		徳島県		及び印				交付年月日		年月日	
記号		4 : 6 3 : 6 : :																																								
公費負担者番号		④																																								
記号		④ 徳一 番号																																								
受給者		居住地																																								
氏名		年月日																																								
生年月日		男・女																																								
有効期間		年月日から年月日まで																																								
発行機関名		徳島県																																								
及び印																																										
交付年月日		年月日																																								

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第2号の2(第4条関係)
(後期高齢者医療被保険者用)

<p>医療機関の方へ</p> <p>1 この証を持参している者は、医療保険の自己負担分を市町村より助成される対象者です。</p> <p>2 この証を持参している者に医療保険の自己負担分が発生した際には、入院時食事療養費又は入院時生活療養費の自己負担金(標準負担額)以外の自己負担分は徳島保健会へ請求手続きを行って下さい。</p>	<p>受給者のみなさんへ</p> <p>1 この証は、徳島県内の保険医療機関等で医療保険の自己負担分(入院時食事療養費又は入院時生活療養費分を除く。)を支払わないで受診することができる証ですから大切に保持して下さい。</p> <p>2 保険医療機関等においても診療を受ける場合は、被保険者証に添えてこの証を必ず窓口に提出して下さい。</p> <p>3 徳島県外の保険医療機関等で診療を受ける場合は、自己負担分を支払い、療養費支給証明書(又は領収書)を発行してもらい、市町村長に申請して下さい。</p> <p>4 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市町村長に返還して下さい。</p> <p>5 氏名、居住地等に変更があったときは14日以内に市町村長にその旨を届け出で下さい。</p> <p>6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けて下さい。</p> <p>7 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市町村長に返して下さい。</p> <p>8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処を受けます。</p>	<p>⑪—⑫ 重度心身障害者等医療費受給者証 (後期高齢者医療被保険者用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>公費負担者番号</td> <td>4 6 3 6</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>⑪ ⑫</td> </tr> <tr> <td>受給者番号</td> <td>備一</td> </tr> <tr> <td>受給者名</td> <td>徳島県</td> </tr> <tr> <td>受給者年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>有効期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>発行機関名</td> <td>徳島県</td> </tr> <tr> <td>及び印</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	公費負担者番号	4 6 3 6	記号	⑪ ⑫	受給者番号	備一	受給者名	徳島県	受給者年月日	年 月 日	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	発行機関名	徳島県	及び印		交付年月日	年 月 日
公費負担者番号	4 6 3 6																			
記号	⑪ ⑫																			
受給者番号	備一																			
受給者名	徳島県																			
受給者年月日	年 月 日																			
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで																			
発行機関名	徳島県																			
及び印																				
交付年月日	年 月 日																			

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第2号の3(第1条同様)

(淡色)

<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 医療機関の方へ </div> <p>1 この証を持参している者は、医療機関の自己負担分を市町村より助成される対象者です。</p> <p>2 この証を持参している者に医療機関の自己負担分が発生した際には、入院時食事療養費又は入院時生活療養費の自己負担金(標準負担額)以外の自己負担分は従来と同様に国保適合会又は支払基金へ請求手続きを行ってください。</p>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 受給者のみなさんへ </div> <p>1 この証は、滋島県内で入院する場合に、保険医療機関等で保険医療の自己負担分(入院時食事療養費又は入院時生活療養費分を除く。)を支払わないで受給することができる証ですから大切に保持してください。</p> <p>2 保険医療機関等において入院する場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。</p> <p>3 滋島県外の保険医療機関等で入院する場合は、自己負担分を支払い、収療費支給証明書(又は領收書)を発行してもらい、南町村民に申請してください。</p> <p>4 受給者の資格がなくなったときは、速やかにこの証を市町村長に返してください。</p> <p>5 氏名、居住地等に変更があったときは14日以内に市町村長にその旨を届け出してください。</p> <p>6 この証を紛失したり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。</p> <p>7 有効期限を超過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市町村長に返してください。</p> <p>8 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 重度心身障害者等医療費受給者証 (ひとり親家庭の父母専用) 入院に限る </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">記 号</td> <td style="width: 10%;">㊀</td> <td style="width: 10%;">密 一</td> <td style="width: 10%;">番 号</td> <td style="width: 10%;">4 : 6 3 : 6 : :</td> </tr> <tr> <td colspan="5">受 着 地</td> </tr> <tr> <td colspan="5">受 (氏 名)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">者 生年月日 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5">受給対象者氏名 性別 認証 生年月日 有効期間</td> </tr> <tr> <td colspan="5">男・女 本人 年月日から 年月日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="5">男・女 年月日 年月日から 年月日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="5">男・女 年月日 年月日から 年月日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="5">発 行 機 関 名 及 び 印</td> </tr> <tr> <td colspan="5">交付 年 月 日 年 月 日</td> </tr> </table>	記 号	㊀	密 一	番 号	4 : 6 3 : 6 : :	受 着 地					受 (氏 名)					者 生年月日 年 月 日					受給対象者氏名 性別 認証 生年月日 有効期間					男・女 本人 年月日から 年月日まで					男・女 年月日 年月日から 年月日まで					男・女 年月日 年月日から 年月日まで					発 行 機 関 名 及 び 印					交付 年 月 日 年 月 日				
記 号	㊀	密 一	番 号	4 : 6 3 : 6 : :																																																
受 着 地																																																				
受 (氏 名)																																																				
者 生年月日 年 月 日																																																				
受給対象者氏名 性別 認証 生年月日 有効期間																																																				
男・女 本人 年月日から 年月日まで																																																				
男・女 年月日 年月日から 年月日まで																																																				
男・女 年月日 年月日から 年月日まで																																																				
発 行 機 関 名 及 び 印																																																				
交付 年 月 日 年 月 日																																																				

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第2号の4(第4条関係)

(重)

重度心身障害者等医療費受給者認定書

あなたは、 年 月 日から 年7月31日まで、 重度心身障害者医療費助成事業の受給対象者であることを認定する。

年 月 日

上勝町長

印

受給者番号	号	
住所		
氏名		
生年・月・日	年 月 日	男・女
被保険者氏名	受給者との続柄	

〈注意事項〉

- 1 この認定書は、上記の有効期限内に医療費(保険医療の自己負担分(入院時食事療養費又は入院時生活療養費の自己負担額を除く。以下同じ。))の助成を受けることができる証明書ですから、大切に保管して下さい。
- 2 受給対象者が保険医療機関等で支払った自己負担分は、後に市町村で払い戻しますので、医療費支給申請書を医療機関等の窓口に提出し、受領証明をしてもらって下さい。
- 3 上記払い戻しを請求するときは、医療機関等の受領証明を受けた医療費支給申請書にこの認定書を添えて、市町村窓口へ提出して下さい。
- 4 次の事項に変更があったときは、14日以内にこの認定書を添えて市町村長にその旨を届けて下さい。
 - ① 住所が変わったとき。
 - ② 氏名が変わったとき。
 - ③ 加入保険に変更があったとき。
- 5 この認定書を破損したり、無くしたりしたときは再交付を受けて下さい。
- 6 有効期限を経過したときは、この認定書は効力が無くなります。
引き続き受給者認定を受けられる方は、更新手続きを行って下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第2号の5(第4条関係)

(重)

重度心身障害者等医療費受給者認定書

(ひとり親家庭の父母等用)

下記のとおりひとり親家庭等医療費助成事業の受給対象者であることを認定する。

年 月 日

上勝町長

印

受給者番号	号			
受給者	住 所			
姓 名				
生年月日	年 月 日			
受給対象者氏名	性別	受給者との縫柄	生年月日	有効期間
	男・女	本 人	年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
	男・女		年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
	男・女		年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで

〈注意事項〉

- 1 この認定書は、上記の有効期限内に医療費(保険医療の自己負担分(入院時食事療養費又は入院時生活療養費の自己負担額を除く。以下同じ。))の助成を受けることができる証明書ですから、大切に保管して下さい。
- 2 受給対象者が保険医療機関等で支払った自己負担分は、後に市町村で払い戻しますので、医療費支給申請書を医療機関等の窓口に提出し、受領証明をしてもらって下さい。
- 3 上記払い戻しを請求するときは、医療機関等の受領証明を受けた医療費支給申請書にこの認定書を添えて、市町村窓口へ提出して下さい。
- 4 次の事項に変更があったときは、14日以内にこの認定書を添えて市町村長にその旨を届けて下さい。
 - ① 住所が変わったとき。
 - ② 氏名が変わったとき。
 - ③ 加入保険に変更があったとき。
- 5 この認定書を破損したり、無くしたりしたときは再交付を受けて下さい。
- 6 有効期限を経過したときは、この認定書は効力が無くなります。
引き続き受給者認定を受けられる方は、更新手続きを行って下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第3号(第5条関係)

(重)

第 号
年 月 日

殿

上勝町長 印

重度心身障害者等医療受給者証等
〔交付〕
〔更新〕
〔再交付〕通知書

年 月 日付けで申請がありました、重度心身障害者等医療費受給者
〔認定(更新)〕 申請については、別添重度心身障害者等医療費受給者
〔証(認定書)再交付〕 〔証〕
〔認定書〕

のとおり交付いたしますので通知します。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第4号(第5条関係)

(重)

第 号
年 月 日

殿

上勝町長 印

重度心身障害者等医療費受給者認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった重度心身障害者等医療費受給者認定申請については、次の理由により申請を却下しましたので通知します。

(理 由)

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第5号(第6条関係)

⑨ 重度心身障害者等医療費受給者証(認定書)再交付申請書			
受給者証 (認定書)	氏名		生年月日
	男・女		年月日
	住所	徳島県 市郡 町村	
重度心身障害者等医療費受給者証記号番号 認定受給者番号			号
理由 重度心身障害者等医療費受給者証(認定書)を破損又はよごしたため、この再交付を申請いたします。			
年月日			
徳島県上勝町長 殿			
(申請者) 氏名 _____ 印			

注 重度心身障害者等医療費受給者証(認定書)を破損又は、よごしたため、この申請を行う場合には、破損又はよごした重度心身障害者等医療費受給者証(認定書)を添付して下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第6号(第7条関係)

④ 重度心身障害者等医療費助成に関する資格内容変更届			
年 月 日			
徳島県上勝町長 殿			
(届出人)住 所 _____ 氏 名 _____ 印 受給者との続柄 _____			
重度心身障害者等医療費助成について、重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第7条の規定にもとづき届けます。			
届出事項(該当に○を付する)		届 出 理 由	届出事項発生年月日
1 資格喪失 2 受給者証等記載事項 3 所得状況の変動			年 月 日
受給者証等記載事項の変更	区分	新	旧
	氏名		
	住所		
	被保険者名 (組合員)		
	保険証記号番号		
	保険者名		
附加給付の給付状況			

注 1 受給者証等記載事項の変更の場合については、重度心身障害者等医療費受給者証等を添付して下さい。(ただし第3項の届書を除く。)

なお、変更のない事項は記入の必要はありません。

2 ただし、受給者証等を添えることができない事由があるときは、その旨を明らかにすることができる申立書をもって受給者証等にかえることができる。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第7号(第8条関係)

(重)	重度心身障害者等医療費助成申請書																								
年 月 日																									
徳島県上勝町長 殿																									
住 所 _____																									
(申請者) 氏名 _____																									
上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則第8条の規定に基づき、重度心身障害者等医療費を助成されるよう関係書類を添えて申請します。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">重度心身障害者等医療費助成申請額</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">一金 円也</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">受 療 年 月</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">受 給 者</td> <td style="text-align: center;">受給者証記号番号</td> <td style="text-align: center;">(重) 徳一 第 号</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">加入 医療 保険</td> <td style="text-align: center;">被保険者(組合員)名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">保険証記号番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">保険者名</td> </tr> </table>					重度心身障害者等医療費助成申請額		一金 円也			受 療 年 月		年 月分			受 給 者	受給者証記号番号	(重) 徳一 第 号	加入 医療 保険	被保険者(組合員)名	氏 名		保険証記号番号	生年月日	年 月 日	保険者名
重度心身障害者等医療費助成申請額		一金 円也																							
受 療 年 月		年 月分																							
受 給 者	受給者証記号番号	(重) 徳一 第 号	加入 医療 保険	被保険者(組合員)名																					
	氏 名			保険証記号番号																					
	生年月日	年 月 日		保険者名																					
助成額算定欄																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">本人支払額</td> <td style="width: 25%;">附加給付額</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">助 成 额</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">療養費支給額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">取扱者 _____</td> </tr> </table>					本人支払額	附加給付額	円	助 成 额	円	療養費支給額	円	円	年 月 日		取扱者 _____										
本人支払額	附加給付額	円	助 成 额																						
円	療養費支給額	円	円																						
年 月 日		取扱者 _____																							

- 注 1 医療機関等で発行された領収書を添付して下さい。
 2 治療用装具等について保険給付のある場合には「療養費支給済証明書」を添付して下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第7号(別添1)

療養費支給済証明書					
被保険者 (組合員)名			勤務先		
保険証 記号番号			同上所在地		
保険者名			保険者 所在地		
支給内訳					
受療者				診療月	年月分
	総額	支給額	対象月	支給年月日	備考
療養費	円	円	年月分	年月日	
給付内容	治療材料、看護料、移送費、 その他 ()				
上記のとおり支給したことを証明します。 年月日					
<u>住所</u> (証明者) <u>職氏名</u> <u>印</u>					

- 注 1 この証明書は、市町村へ請求する重度心身障害者等医療費支給申請書の添付書類です。
- 2 2枚複写とし、薄紙は証明書(保険者)の控、厚紙は申請者用です。
- 3 この証明書は保険者において証明のうえ被保険者の事業所を経由するか、又は直接被保険者に交付して下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第7号(別添2)

(印) 領 収 書(重度心身障害者等医療費助成用)			
徳 島 県			
療養者名		診療月	年 月分
領収金額	一金		
ア 上記金額のうち、保険医療で認められた医療費の本人支払額	一金		
イ アのうち、公費負担医療の適用により、本人が支払うべきとされた金額	更生、育成、療育、 結核、精神、その他 一金		
年 月 日			
医療機関の所在地及び名称			
開設者氏名	(印)		

- 1 この領収書は、重度心身障害者等医療費助成申請書の添付書類です。(収入印紙は不用)
- 2 上記領収金額欄には、医療機関等に支払った現金総額を記入して下さい。したがって、保険医療で認められない料金も含まれます。
- 3 ア欄の金額には、保険医療で認められないベッドの差額料金や金(金位14カラット未満の合金)使用的歯科の補てつ料金等は含まれませんのでご留意下さい。
- 4 イ欄は、公費負担医療が適用された場合に該当する医療の種類に○をつけ、医療機間に本人が支払うべきものと決定され、かつ実際に支払った金額を記入してください。
 なお、「更生」は、障害者自立支援法による自立支援医療(更生医療)
 「育成」は、障害者自立支援法による自立支援医療(育成医療)
 「療育」は、児童福祉法による療育医療
 「結核」は、感染症法(結核)による適正医療、入院
 「精神」は、精神保健福祉法による措置入院、障害者自立支援法による自立支援医療(精神通院医療)のことです。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第7号の3(第8条関係)

重度心身障害者
ひとり親家庭等

重度心身障害者等医療費助成申請書

年 月 日

上勝町長 殿

申請者 住 所

氏 名

印

下記のとおり一部負担金を払いましたので、医療費等の支給を申請します。

受給者記入欄	受給者氏名			生年月日			年 月 日	
	住所			受給者番号				
	加入保険	保険の名称	国、(一般・退職(本人・被扶養者))、 政、組、船、共		附加給付金の有無	有・無		
		被保険者			保険給付割合	附加給付金の金額		円
		保険記号番号			/	高額療養費支払回数		回
	他の世帯員の受診状況	氏名	医療機関名		自己負担金		円	
		氏名	医療機関名		自己負担金		円	
	医療機関等記入欄	受診日	年 月 日から 年 月 日まで受診分			入院日数	日	
		区分	入院			入院外	日	
		診療報酬点数					点	
他法負担額					点	点		
区保険者負担点数 (高額療養費分除く)					点	点		
一部負担金① (本人負担額)					円	円		
訪問看護療養費の総利用料②		受診日内の利用回数 円 基本利用料の単価(2日目以降) 円(1日目) 円			回			
※ 医療の給付に係る一部負担金を①の欄に、訪問看護療養費に係る基本利用料を②の欄にそれぞれ分けて記入してください。								
年 月 日 医療機関等所在地 名 称 代表者名 印								
市町村記入欄		本人負担額A ①+②	(高額)療養費B 負担額	附加給付額C	支給決定額D [D=A-(B+C)]	受付年月日	年 月 日	
				決裁年月日	年 月 日			
				支給年月日	年 月 日			
(高額)療養費の世帯合算及び 附加給付金等の算定方法								

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第7号の4(第8条関係)

(重)

ひとり親家庭等 重度心身障害者等医療費助成申請書

〈後期高齢者医療被保険者用〉
年 月 日

上勝町長 殿

申請者 住所
氏名

(印)

下記のとおり一部負担金を払いましたので、医療費等の支給を申請します。

受給者記入欄	受給者 氏名		生年月日	年月日	
	住 所		受給者番号		
	後期高齢者医療被保険者番号				
医療機関等記入欄	受 診 日	年 月 日から 年 月 日まで受診分	入院日数 外来日数	日 日	
	区分	入 院	入 院 外		
	診療報酬点数	点	点	点	
	他法負担点数	点	点	点	
	保険者負担点数 (高額療養費分除く)	点	点	点	
	一部負担金① (本人負担額)	円	円	円	
	訪問看護療養費の総利用料②	受診日内の利用回数 円 基本利用料の単価			
	※ 医療の給付に係る一部負担金を①の欄に、訪問看護療養費に係る基本利用料を②の欄にそれぞれ分けて記入してください。				
	年 月 日				
	医療機関等所在地 名称 代表者名 (印)				
市町村記入欄	本人負担額A ①+②	(高額)療養費B 負担額	附加給付額 C	支給決定額D [D=A-(B+C)]	受付年月日 決裁年月日 支給年月日
	(高額)療養費の世帯合算及び附加給付金等の算定方法				年 月 日 年 月 日 年 月 日

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第9号(第13条関係)

重度心身障害者等医療費助成事由(被害)届				
医療保険証 記号番号		氏名		年月日生
被 害 を 与 え た 者 (第三 者)	住 所 (居所)			
	氏 名			
医療機関名		診療開始日	診療見込期間	
被 害 の 状 況				
上記のとおり第三者の行為により被害を受けましたのでお届けします。				
年月日				
住 所 届出人 氏 名 (助成対象者との続柄)				
(印)				
上勝町長 殿				

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第10号(第3条第2項別表第1、別表第2関係)

証明書	
受給者住所	
受給者氏名	
医師等の診断	診断(判定)
	年月日 医師等の氏名 <input type="checkbox"/>
民生委員等の証明	
	年月日 民生委員等の氏名 <input type="checkbox"/>

知的障害児(者)の診断は、児童相談所長(障害者相談支援センター長)によって行って下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第11号(第3条第2項別表第1関係)

証明書		介護を要する2級 身体障害者(重用)		
申請者住所	市 郡 町 村			
申請者住所	年齢	歳	性別	障害等級
次の1から7まで及びアからオまでについて裏面を参照のうえ該当するものに○をつけて下さい。 医師の診断 1 両眼の視力の和が0.02のもの 2 両上肢の機能の著しい障害を有するもの 3 両上肢のすべての指を欠くもの 4 両下肢の機能の著しい障害を有するもの 5 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 6 体幹の機能障害により立ち上がるこ ^ト とが困難なもの 7 前各号に掲げるもののほか、身体障害者障害程度等級表の2級に該当する者であって、その障害に長期にわたる安静を必要とする傷病が加わり前各号と同程度以上と認められる状態であるもの 3ヶ月以上にわたって、次のそれぞれの日常生活の動作について2分1以上を他の介助によらなければ自らでできないもの ア 食事 イ 入浴 ウ 排便 エ 衣服の着脱 オ 室内外の移動 (注 上記の動作は補装具を装着しない場合における状態によって下さい。ただし、視覚障害者を除く。)				
年月日 病院又は診療所の名称 所在地 医師氏名 印				
民生委員の意見	(日常生活の状況について記入して下さい。)			
	年月日 民生委員氏名 印			

注 太枠内は申請者で記入して下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

注意

- 1 この証明書は、重度心身障害者等医療費の助成対象者を認定するためのものです。
- 2 医師の証明(診断)は、次によって下さい。
 - (1) 「医師の診断」左欄について
 - ア 「1~6」各号は、身体障害者障害程度等級表の2級のすべてではなく、その一部について掲げたものです。
 - イ 「7」号に該当する者は、次の「1)~6)」までに掲げる障害を有する者であって、原則として3か月以上にわたって安静を必要とする症状が継続すると確認(診断)される傷病が加わり「1~6」各号と同程度以上と認められる状態であるものをいいます。
 - (2) 「医師の診断」右欄について

傷病例(心臓、じん臓、呼吸器、肝臓、血液疾患及び負傷等)

 - 1) 両眼の視力の和が0.03及び0.04のもの
 - 2) 両耳の聴力損失がそれぞれ90デシベル以上のもの
 - 3) 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの
 - 4) 1上肢の機能を全廃したもの
 - 5) 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
 - 6) 2以上の重複する障害があって、身体障害者障害程度等級表の2級に該当しているもの

(2) 「医師の診断」右欄について

「3か月以上にわたって、次のそれぞれの日常生活の動作について2分の1以上を他の介助によらなければ自らでできないもの」の判断基準は、次の各欄の1~3のいずれかに該当するものをいいます。

ア 食 事	1 はしが使えない 2 自力で食べるが3分の1以上こぼす 3 上記の障害と同程度以上と認められるもの	エ 衣服の着脱	1 ひもは解けるが結べない 2 一部介助すれば脱げる(着れる) 3 上記の障害と同程度以上と認められるもの
イ 入 浴	1 タオルがしほれない 2 浴槽の出入りに介助がいる 3 上記の障害と同程度以上と認められるもの	オ 室内外の移動	1 手を引いてもらい(肩にもたれて)移動する 2 手すりつきの階段が上がりれない又は下りられない 3 上記の障害と同程度以上と認められるもの
ウ 排 便	1 便所(便器)へ行けるが紙が使えない 2 介助されて便所(便器)へ行く 3 上記の障害と同程度以上と認められるもの		

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第12号(第3条第2項別表第2関係)

所得制限対象者課税調査書(ひとり親家庭の父母等用)

ひとり親家庭等 医療費対象者	ふりがな 氏名 生年月日	年月日	居住地(住所)	
配偶者	氏名		住所	
①扶養義務者	氏名 対象者との続柄		住所	
所得状況 扶養親族等控除	受給者の所得状況	配偶者の所得状況	①の扶養義務者との所得状況	
②控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数)	人(人)	人(人)	人(人)	
③前年の所得額	円	円	円	
雑損	円	円	円	
医療費	円	円	円	
社会保険料	円	※円	※円	
小規模企業共済等掛金	円	円	円	
④控除対象者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人(人)	※円	人(人)	※円
特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人(人)	※円	人(人)	※円
障害者・特別障害者・老年者・寡婦・勤労学生の別	障,特障 寡,勤	※円	障,特障 老,勤	※円
障,特障 寡,老,勤	※円			
地方税法附則第6条第2項又は租税特別措置法第24条若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和47年法律第14号)附則第8条の免除に係る所得額				
本年の災害・医療費	円	※円	円	※円
※控除後の所得額	円			
※審査				

○ この調査書は、ひとり親家庭等医療費医療証申請書に添付するものです。

○ ※印の欄は、記入しないで下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第13号(第3条第2項別表第2関係)

配偶者が1年以上生死不明であることの確認願

		年　月　日
証明者		
<u>殿</u>		
申立人　住　所		
		氏名 <u>印</u>
医療助成制度(ひとり親家庭等)の認定請求を行うため必要なので、下記のことが事実であることを確認願います。		
記		
配偶者の氏名及び生年月日	年　月　日生	
生死不明になっている期間	年　月　日から引き続き現在まで	
生死不明になった当時の住所		
生死不明になった当時の状況		
その後の経過		
その他参考事項		
確証 認明 欄者	年　月　日	
上記の申立てが事実であることを確認します。		
		証明者 氏名 <u>印</u>
申立人	<u>殿</u>	

- この願は、対象者の配偶者の生死が1年以上明らかでないことにより、医療助成制度(ひとり親家庭等)の認定請求書を提出する場合に添付して下さい。
- 沈没した船舶に乗っていた場合、その他死亡の原因となるべき危難に遭遇し、その危難が去った後3ヶ月以上父又は母の生死が明らかでないことにより、医療助成制度の認定請求書を提出する場合に警察署、他の官公署、関係会社等の証明書を添付して下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第14号(第3条第2項別表第2関係)

配偶者が引き続き1年以上対象者を遺棄していること
の確認願

年 月 日	
福祉事務所 民生・児童委員等	
<u>殿</u>	
申立人 住 所	
氏名 <u>印</u>	
医療助成制度(ひとり親家庭等)の認定請求を行うため必要なので、下記のことが事実であることを確認願います。	
父又は母の氏名及び 生年月日	年 月 日生
遺棄されている期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄された当時の住 所	
遺棄された当時の状 況	
その 後 の 経 過	
その 他 参 考 事 項	
民生 ・ 児 童 委 員 等 確 認 欄	年 月 日 上記の申立てが事実であることを確認します。 民生・児童委員等 住 所 氏名 <u>印</u> 申立人 <u>殿</u>

この願は、配偶者が対象者を引き続き1年以上遺棄していることにより、医療助成制度(ひとり親家庭等)の認定請求書を提出する場合に添付して下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第15号(第3条第2項別表第2関係)

配偶者が海外にあるためその扶養が受けられないこと
との確認願

年 月 日	
官 公 署 (民生児童委員)	
申立人 住 所	
氏名 印	
医療助成制度(ひとり親家庭等)の確定請求を行うために必要なので下記のとおり配偶 者が海外にあるため、その扶養を受けることができないことを確認願います。	
記	
夫又は妻の氏名及び 生年月日	年 月 日生
扶養を受けられなく なった年月日	年 月 日から引き続き現在まで
扶養を受けることが できない理由	
官 公 署 等 確 認 欄	年 月 日 上記の申立てが事実であることを確認します。 官公署等 氏 名 印 申立人 殿

この願は、医療助成制度(ひとり親家庭等)の認定請求をする児童と父又は母が、児童の
母又は父が海外にあるためその扶養を受けることができないときに提出して下さい。

上勝町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例施行規則

様式第1号 (第3条関係)

様式第1号の2 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第2号の2 (第4条関係)

様式第2号の3 (第4条関係)

様式第2号の4 (第4条関係)

様式第2号の5 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第7号 (別添1)

様式第7号 (別添2)

様式第7号の2 削除

様式第7号の3 (第8条関係)

様式第7号の4 (第8条関係)

様式第8号 削除

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第3条第2項別表第1, 別表第2関係)

様式第11号 (第3条第2項別表第1関係)

様式第12号 (第3条第2項別表第2関係)

様式第13号 (第3条第2項別表第2関係)

様式第14号 (第3条第2項別表第2関係)

様式第15号 (第3条第2項別表第2関係)